基本構想

ITOIGAWA CITY

1　総合計画とは

（1）計画策定の趣旨

本市は、平成17年3月19日に能生町、糸魚川市、青海町が合併し、新たな糸魚川市として誕生しました。

合併以降、本市が抱える課題に的確に対応し、より良い「ふるさと糸魚川」を築き、発展させ、次世代に引き継いでいくため、新たな都市像を「翠の交流都市　さわやか　すこやか　輝きのまち」とした総合計画（以下「第1次総合計画」という。）に基づき、個性あるまちづくりを進めてきました。

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するとともに、明日に希望を持ち、安全・安心な暮らしを築いていくため、平成29年度（2017年度）を初年度とする「第2次糸魚川市総合計画」を策定し、30年先※1も持続可能な新たなまちづくりの基本指針とします。

（2）計画の位置付け

本計画は、糸魚川市総合計画条例第4条に基づき、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本指針」です。

総合計画は、次のような役割を有しています。

①市の各種計画や施策の基本となる最上位の計画

まちづくりを進めていくための最上位計画であり、本市の各種計画や施策の基本となる計画です。

②まちづくりの意思を示す計画

国や県などの外部の関係機関に対して本市のまちづくりの考え方を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の基本方針を示す計画です。

（3）計画推進の基本姿勢

本計画の推進に当たっては、市民や地域、事業者等と行政が協働し、次のような基本姿勢で取り組みます。

①　計画内容の十分な周知を図り、市民や地域、事業者等と行政において、まちづくりの目標や役割などを共有し、共通理解を深めるとともに、共に考え、共に行動して、着実な計画の推進を図ります。

②　中長期的な財政計画を踏まえた効果的、効率的な行財政運営を進める中で、事業の進捗状況の把握・分析・検証を行いながら、より成果を上げるよう計画の推進を図ります。

※1　30年先：毎年度における総合計画の推進、各種施策・事業の実施にあたっては、常に30年先を見据えた視点を持って取り組むことを意味しています。

（4）計画の期間と構成

〔計画の期間〕

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする7年間の計画とします。

第1次総合計画では、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画でしたが、社会経済情勢や社会制度の変化など長期的展望が困難な状況を踏まえ、新たな計画期間は、平成29年度から平成35年度までの7年間とし、5年ごとに改訂を行うものとします。また、社会経済情勢などに大きな変化がある場合には、必要に応じて改訂するものとします。

〔計画の構成〕

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、その役割は次のとおりです。

基本構想 ‥‥ まちづくりの基本方向や都市像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となります。

基本計画 ‥‥ 基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化したものです。

実施計画 ‥‥ 基本計画で体系化した個別施策の計画的・効率的な事業推進を図るため、財政状況や事業の優先順位に基づいて、主要な事業の年次計画や事業量などを明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

この実施計画は、諸情勢の変化に対応するため、事業の評価・見直しなどを行い、毎年度3年間の計画を策定します。

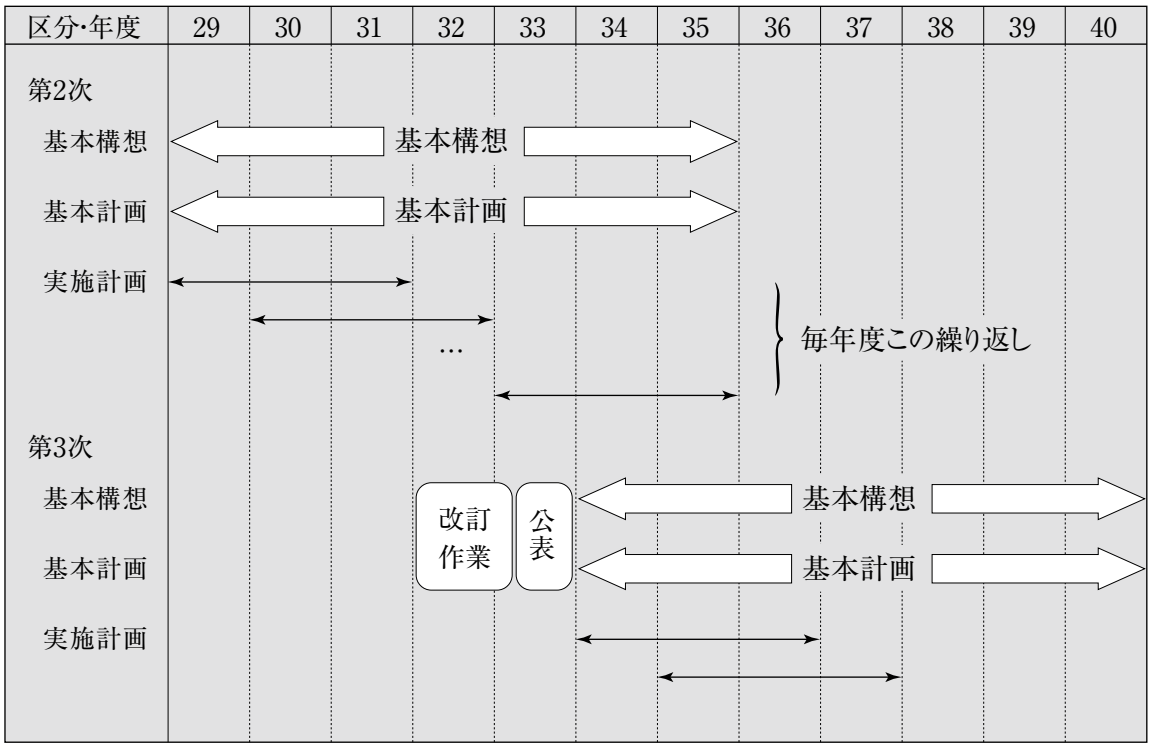

2　まちづくりの目標

（1）目標とする都市像

翠（みどり）の交流都市　さわやか　すこやか　輝きのまち

（都市像に込めた想い）

私たちが住むこの地域は、日本の東西文化の境界に位置し、豊かな自然、翡翠（ひすい）など、「翠（みどり）」に象徴される地域固有の資源と地域特性を持っています。

過去から現在へと、本市の発展は、“地域資源”と“交流”を基調とし、人々は、英知と創意工夫によって、この地域資源を生かし、地域の文化を育みながら“ひと”、“もの”の交流を通して個性あるまちづくりを進めてきました。

地域の資源を更に磨き、自然の恵みと人情が豊かな糸魚川らしい翠（みどり）の文化を高めながら、市民のいきいきとした活動と交流により、産業や教育、地域づくりなど、まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい「翠（みどり）の交流都市」を目指します。

「翠（みどり）」とは	「みどりの大地」、「広がる日本海」、「透き通る空」、「翡翠（ひすい）にまつわる奴奈川姫と歴史の息吹」など本市の特徴を表しています。
「さわやか」とは	人々のパートナーシップや市民との協働により、訪れる人々を受け入れるさわやかなまちを表しています。
「すこやか」とは	全ての人々が健康でいきいきと活動し、生活の場・仕事の場であるまちも産業も元気で活力あるまちを表しています。
「輝き」とは	自然と都市、歴史と未来、伝統と創造、ものと文化など、あらゆるものが共生し、地域の資源と特性が輝くまちを表しています。

（2）まちづくりの将来指標

平成27年国勢調査結果の年齢区分別及び就業別人口等の公表がされていないことから、平成27年国勢調査の速報値と、平成27年度に策定した「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※1」に掲げる人口の将来展望を基に、これまでの動向や地域を取り巻く情勢を踏まえて、人口や世帯数、就業者数を推計しています。

①　人口及び世帯数

本市の人口は、平成27年国勢調査の速報値では44,161人と、平成22年国勢調査結果より、人数で3,541人、率で7.4%の減となっています。

今後も、出生数の低下や若年層の流出などにより減少傾向が続くものと予想され、平成32年度41,660人、平成35年度40,083人と推計しています。

年齢構成においては、少子高齢化により増加していた老年人口も平成30年前後をピークに減少に転じることなどを踏まえて、目標年度（平成35年度）における年齢階層別の人口を、年少人口（0歳から14歳）4,045人、生産年齢人口（15歳から64歳）20,069人、老年人口（65歳以上）15,969人と推計しています。

人口の減少傾向は続くものの、世帯数は核家族化などにより増加傾向で推移してきましたが、平成27年国勢調査の速報値では大きく減少へ転じています。人口の減少傾向と同様に、世帯数も減少していくものと予測し、目標年度における総世帯数を16,227世帯と推計しています。

まちづくりの主要な指標として、本市の目標人口を掲げ、出生数の増加に加えて、転出の抑制と転入の増加を図ることで、バランスのとれた人口構成に好転させていくものとして、目標人口を40,900人とし、年齢3区分では、年少人口4,400人、生産年齢人口20,500人、老年人口16,000人、世帯数は16,300世帯としています。

＜人口及び世帯数の推移と将来推計＞　（単位:人･%･世帯）

年	地域	総数	年少人口（0-14歳）		生産年齢人口（15-64歳）		老年人口（65歳以上）		世帯数	平均世帯人員
			人数	割合	人数	割合	人数	割合		
H7	能生	11,334	1,677	14.8	6,698	59.1	2,959	26.1	3,282	3.45
	糸魚川	32,931	4,954	15.1	20,530	62.3	7,447	22.6	10,561	3.12
	青海	10,515	1,470	14.0	6,689	63.6	2,356	22.4	3,535	2.97
	計	54,780	8,101	14.8	33,917	61.9	12,762	23.3	17,378	3.15
H12	能生	10,858	1,432	13.2	6,241	57.5	3,185	29.3	3,259	3.33
	糸魚川	32,003	4,219	13.2	19,297	60.3	8,487	26.5	10,863	2.95
	青海	10,160	1,332	13.1	6,098	60.0	2,730	26.9	3,570	2.85
	計	53,021	6,983	13.2	31,636	59.7	14,402	27.1	17,692	3.00
H17	能生	10,078	1,219	12.1	5,532	54.9	3,327	33.0	3,279	3.07
	糸魚川	30,277	3,737	12.3	17,467	57.7	9,073	30.0	10,765	2.81
	青海	9,489	1,225	12.9	5,285	55.7	2,979	31.4	3,364	2.82
	計	49,844	6,181	12.4	28,284	56.7	15,379	30.9	17,408	2.86
H22	能生	9,317	1,043	11.2	5,019	53.9	3,255	34.9	3,093	3.01
	糸魚川	29,371	3,452	11.8	16,451	56.1	9,416	32.1	11,037	2.66
	青海	9,014	1,096	12.2	4,883	54.2	3,031	33.6	3,303	2.73
	計	47,702	5,591	11.8	26,353	55.3	15,702	32.9	17,433	2.74
H27	糸魚川市	44,161	4,843	11.0	22,906	51.9	16,412	37.1	16,711	2.64
H32	糸魚川市	41,660	4,325	10.4	20,919	50.2	16,416	39.4	16,406	2.54
H35	糸魚川市	40,083	4,045	10.1	20,069	50.1	15,969	39.8	16,227	2.47
H35目標人口		40,900	4,400	10.8	20,500	50.1	16,000	39.1	16,300	2.51

※H22年までの数値は国勢調査結果、H27年は国勢調査速報値（年齢階層別のみ推計値）、H32年及びH35年は推計値。
※H22年の総数（糸魚川、青海、計）には、年齢不詳者を含む。

※1　糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン：平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した、本市における人口の現状と将来展望を示した統計資料（平成27年10月策定）。

② 就業構造

就業者数は、平成17年国勢調査結果で24,729人であったものが、5年後の平成22年国勢調査結果では23,133人と、人数で1,596人、率で6.5%の減少となっています。

平成27年国勢調査結果は公表されていませんが、人口の減少やこれまでの傾向を考え合わせると、就業者数の減少傾向も続くものと考えられます。

産業別就業者の割合は、第1次産業と第2次産業において減少傾向が続いており、第3次産業は増加傾向が続いていることから、次表のとおり、目標年度（平成35年度）における就業者数は19,993人、産業別では、第1次産業594人（3.0%）、第2次産業7,547人（37.7%）、第3次産業11,852人（59.3%）と想定しています。

＜就業人口の推移と将来推計＞　（単位：人・%）

年	地域	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
H7	能生	6,452	1,374	21.3	2,593	40.2	2,485	38.5
	糸魚川	17,561	1,854	10.5	6,704	38.2	9,003	51.3
	青海	5,319	163	3.1	2,513	47.2	2,643	49.7
	計	29,332	3,391	11.5	11,810	40.3	14,131	48.2
H12	能生	5,869	1,026	17.5	2,267	38.6	2,576	43.9
	糸魚川	16,438	1,220	7.4	6,130	37.3	9,088	55.3
	青海	4,944	105	2.1	2,278	46.1	2,561	51.8
	計	27,251	2,351	8.6	10,675	39.2	14,225	52.2
H17	能生	5,181	805	15.5	1,911	36.9	2,465	47.6
	糸魚川	15,204	1,204	7.9	5,319	35.0	8,681	57.1
	青海	4,333	104	2.4	1,982	45.7	2,247	51.9
	計	24,718	2,113	8.5	9,212	37.3	13,393	54.2
H22	能生	4,538	527	11.6	1,640	36.1	2,371	52.3
	糸魚川	14,484	878	6.1	5,154	35.6	8,452	58.3
	青海	4,086	69	1.7	1,897	46.4	2,120	51.9
	計	23,108	1,474	6.4	8,691	37.6	12,943	56.0
H27	糸魚川市	21,758	1,031	4.7	8,217	37.8	12,510	57.5
H32	糸魚川市	20,601	723	3.5	7,785	37.8	12,093	58.7
H35	糸魚川市	19,993	594	3.0	7,547	37.7	11,852	59.3

※H22年までの数値は国勢調査結果、H27年、H32年及びH35年は推計値。
※H7年、H12年、H17年及びH22年数値には、分類不能者は含んでいない。

（3）土地利用

本市の面積は、746.24㎢と広大な面積を有し、その多くは急峻な山林や原野などであり、総面積の94.3%を占めています。

土地は、限られた資源であり、市民生活、産業を支える共通の基盤であることから、目標とする都市像である「翠（みどり）の交流都市　さわやか　すこやか　輝きのまち」の実現に向け、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域特性に配慮した計画的な土地利用に努めます。

土地利用に関する基本的な事項については、国土利用計画（糸魚川市計画）で定めるものとします。

＜土地利用別面積　（H28.1.1現在）＞　（単位：㎢・%）

区　分	田	畑	宅　地	池沼・鉱泉地	山　林	原　野	雑種地その他	計
面　　積	25.91	6.30	10.50	0.14	150.79	14.91	537.69	746.24
割　　合	3.47	0.84	1.41	0.02	20.21	2.00	72.05	100.00

（資料：平成28年度固定資産税概要調書）

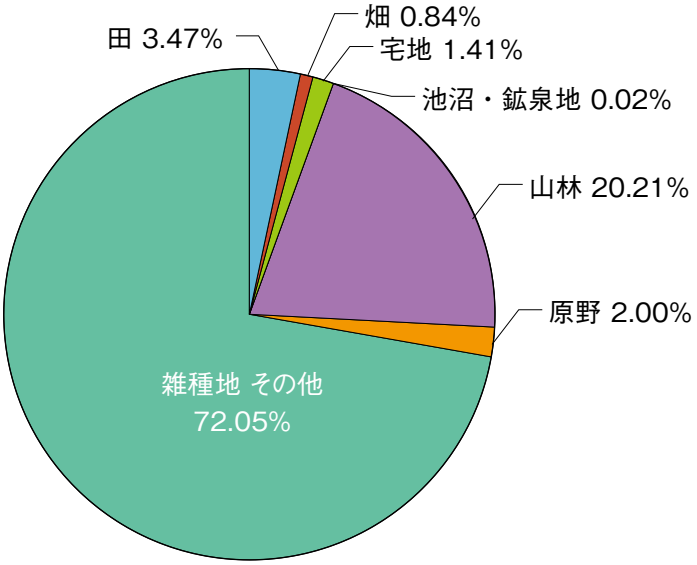

＜土地利用の指定状況　（H28.4.1現在）＞

指定区分	面　積	指定年月日	備　考	
糸魚川都市計画区域	9,529ha	H19.10.30	内用途地域	1,049ha

指定区分	地　域	面　積	指定年月日	備　考	
農業振興地域	能　　生	10,279ha	S47.10.19	内農用地区域	1,800ha
	糸　魚　川	21,160ha	S46.10. 4	内農用地区域	2,245ha
	青　　海	1,588ha	S48. 7.18	内農用地区域	107ha

（資料：建設課・商工農林水産課）

3　本市を取り巻く社会経済環境

（1）時代背景

①　急激な人口減少、少子化

我が国は、2008年をピークに人口減少の局面に入っています。合計特殊出生率は、ここ数年若干持ち直しているものの1.4前後と低水準であり、2050年には人口が1億人を割り込み、約9,700万人になると推計されています。

民間機関の日本創生会議により、2040年までに全国約1,800市町村のうち約半数の896市町村で消滅するおそれがあるとの提言がなされています（平成26年5月「ストップ少子化・地方元気戦略」）。

現状のまま推移すれば、急激な人口減少と人口の地域的な偏在は避けられません。日常の買い物や医療など、生活に不可欠なサービス機能を確保し、地域をいかに維持していくかが課題となっています。

国では、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に対し、「まち・ひと・しごと創生本部※1」を設置して、「東京一極集中」の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現などに政府一体となって取り組むとともに、地方がそれぞれの特徴を生かして持続的な社会を形成する地方創生の取組を支援していくこととしています。

②　生産年齢人口の減少と高齢化の進行

我が国の高齢化率は、上昇を続けており、平成28年には27.0%となっています。世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が到来しており、2050年には高齢化率は約4割に達すると推計されています。

また、高齢者の実数を地域別に見ると、地方圏の高齢者人口は、2025年を境に減少に転ずるのに対して、東京圏では2040年に高齢者人口が1,000万人を突破し、更に2050年に向けて増加を続けるなど、大都市やその郊外において高齢者が激増することになります。

高齢者が増えることにより社会保障費の増大が見込まれますが、少子化の進展によりそれを支える生産年齢人口が減少していることから、社会保障制度の根幹に関わってきており、制度改革の必要に迫られています。生産年齢人口の減少は、社会保障だけでなく、経済や労働環境にも大きな影響を及ぼし、経済規模の縮小にもつながることから、少子化対策のほか、社会での女性・高齢者の活躍が課題となっています。

その中で高齢者においては、健康寿命が伸び、70代前半の要介護認定率は低く、就労の継続や地域・団体での活動、ボランティア等による地域貢献など、元気に活躍する場を求める高齢者が増えています。今後は、高齢者の方々にいかに力を発揮していただくかが大きな課題となっています。

③　教育への期待の高まり

都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟する中で、家庭や地域の教育力の問題や、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、教育補助が必要な子どもの増加など多くの課題が指摘されるようになってきています。

社会が急速な変化を遂げる中にあって、個人においては、自立と協調により、その生涯を切り拓いていく力が求められるとともに、社会に参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を生涯にわたって継続的に学習することのできる環境整備が課題となっています。

※1　まち・ひと・しごと創生本部：人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会の創生を目的とした政府組織。

また、社会における人と人とのつながりをつくり、共同社会を構築していくことは、今後の我が国の社会における大きな課題であり、個人が自立的に社会に参画し、相互に支えあいながら、その一員としての役割を果たすために必要な力を養うことなど、教育への期待は一層高まっています。

④　情報化など技術革新の進展

人々の暮らしや社会に大きな変革と進歩をもたらしてきた情報通信分野においては、処理能力と通信速度が飛躍的に向上しており、全ての「ひと」や「もの」がネットワークでつながり、そのネットワーク自体も進化する時代になっています。

様々な場面で蓄積された膨大なデータを処理・分析することが可能となり、企業活動や市民生活など様々な場面で利用され、社会活動の変革が生み出されています。

更なる情報通信技術の進歩は、交通、医療、福祉、教育、防災など、幅広い分野における利用革新が期待されます。一方、マイナンバー制度※1など新たな情報化の流れが進行する中で、コンピュータ犯罪や個人情報流出の防止などに対応するため、情報セキュリティ対策の強化とともに、情報セキュリティへの個人の意識醸成と対応能力の向上が求められています。

⑤　日本の経済情勢とTPPの影響

我が国の経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的な推進等により、企業収益を高い水準に引き上げ、就業者数の増加や実質賃金の上昇、全体的な雇用・所得環境の改善など、経済再生・デフレ脱却に向けた取組が進められています。

しかしながら、地域経済においては、全国津々浦々まで波及させるとしている「成長と分配の好循環」の影響は感じられず、生産性や所得水準、消費活動など様々な側面で地方と大都市の格差が生じています。

また、今後、国が締結を予定している環太平洋パートナーシップ（TPP）協定では、「もの」の関税だけでなく、サービスや投資の自由化を進め、さらには、知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築するとされています。成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーン※2を作り出すことにより、域内の「ひと」・「もの」・資本・情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にするとされていますが、その内容や日本経済への影響はいまだ不透明な状態です。

⑥　新興国の経済成長と国際化の進展

アジア諸国の成長により、製造業の海外移転が進展し、これが地方の活力を削ぐ要因となってきました。日本企業がグローバル※3化していく中でも、東アジア諸国の賃金上昇を背景に、製造業の一部で国内回帰の可能性も出てきており、こうした可能性を取り込んでいくことが地方活性化を図る上で重要です。

また、新興国では経済成長に伴い、海外旅行がこれまでにない規模で拡大していくことが予想されています。訪日外国人旅行者数は、2013年に初めて1,000万人を突破しており、政府は、2020年に向けて、4,000万人を目指すこととしています。近い将来、外国人旅行者やビジネスマンが日常的に全国各地を訪れ、滞在し、交流する社会が到来することになります。

訪日外国人の誘客であるインバウンド※4観光は、新たな成長産業として注目されており、個々の特色を生かした魅力ある地域づくりなどの取組と、各地域が連携した受入れの取組が求められています。

※1　マイナンバー制度：行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤。社会保障、税、災害対策の行政手続きに、国民一人一人が持つ12桁の番号（マイナンバー）が利用されている。
※2　バリュー・チェーン：顧客に価値が届けられるまでに企業間で付加される価値のつながり。価値連鎖。
※3　グローバル：世界的規模であるさま。
※4　インバウンド：「入ってくる、内向きの」という意味で、一般的に外国人の訪日旅行の意味で使われる。

⑦　自然災害への対応と公共インフラの老朽化

2011年3月の東日本大震災は、我が国に広域かつ甚大な被害をもたらし、これまでの想定をはるかに超えた地震・津波は、これからの津波対策や被災者支援、原子力安全対策など数多くの大きな課題を投げかけました。

また、集中豪雨の増加などによる風水害・土砂災害の激甚化、活発な火山活動に見られる大規模火山噴火の発生も懸念されています。

自然災害から国民の生命を守るため、被害を最小限に抑える河川堤防や砂防施設、海岸護岸などの施設整備は大変重要ですが、適切な避難行動など地域防災力の向上と防災体制の整備も求められます。

また、我が国においては、高度経済成長期に集中整備した道路や橋りょうなどの公共施設が数多く存在し、老朽化が進行していることから、維持修繕・更新費用の増大と集中が見込まれています。

今後、施設の長寿命化や適正配置の見直し等を行うことにより、総費用を縮減し、効率的・計画的な社会資本の維持管理・更新を行っていく必要があります。

⑧　資源循環型社会への転換

地球温暖化や大気汚染等、地球規模の環境問題への対応は、国境を越え、各国が一緒に対応しなければ解決できない問題として認識され、我が国においても様々な取組が行われています。

このほか、世界的な人口増加や経済活動の活発化により、水・食料・エネルギーを含む資源の確保が大きな問題となることが懸念されており、環境に配慮し、限られた資源を有効に使う社会を築いていくことが大切です。

再生可能エネルギーの利用拡大など、環境への負担が少ない低炭素型社会・資源循環型社会への転換の流れは、今後ますます大きくなると見込まれています。

⑨　国・地方自治体を通じた厳しい財政状況と地方分権の推進

国及び地方の財政は、国内景気に明るい兆しが見えつつあるものの、大変厳しい状況が続いています。これまでの景気低迷や高齢化等に伴う社会保障費の増大などにより、国の基礎的財政収支では財源不足が続き、債務残高がGDP※1の2倍程度に膨らんでいます。債務残高は、更なる累増が見込まれるなど引き続き厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することが重要課題となっています。

このため、国や都道府県、市町村それぞれが行財政改革に積極的に取り組んでいますが、今後、更に少子化と高齢化が同時に進んでいくと労働力人口が減少し、税収の大きな伸びは期待できない一方で、医療費や介護給付費、年金などの社会保障費の増大が予想されることから、税と社会保障の一体的な制度改革等が必要です。

また、人口減少・少子化・高齢化の更なる進行や経済のグローバル※2化など、社会経済情勢が激しく変化する中において、地方自治体が多様な住民ニーズに的確に対応していくためには、自主性と自立性の高い地域経営を行わなければなりません。

このためには、国から地方への大幅な権限移譲や、地方の役割と責任に見合う税財源の移譲が必要です。

※1　GDP：1年間に、国内で新たに生産された生産物やサービスの金額を合計したもの。国内総生産。
※2　グローバル：世界的規模であるさま。

（2）国・県の動向

①　国の計画

国は、経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けて、「我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革」、「女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮」、「まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化」、「安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保」を進め、我が国の経済を新しい成長軌道に乗せていくこととしています。

「国土のグランドデザイン2050」における目指すべき国土の姿として、地方圏域については、小さな拠点※1、コンパクトシティ※2、連携中枢都市圏※3などにより、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するとともに、大都市圏とも連携しながら、それぞれの都市、地域が独自の魅力を高め、農山漁村をはじめとして日本各地にゆとりある自然豊かな生活圏域を形成することとしています。

②　県の計画

新潟県においては、平成25年度から平成36年度までの12年間の計画として、“新潟県「夢おこし」政策プラン”を策定し、「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現　－住んでみたい新潟、行ってみたい新潟－」を基本理念に掲げ、選択と集中によって自立した新潟県を目指しています。

このプランの実現に向けては、本県産業をめぐる経済環境を整え、産業の高付加価値化を進めることにより、県内の産業が活性化し、県民がより多くの収入を得られる仕事に就くことができ、企業も持続的活動が行える経済環境を整える「産業夢おこし」と、県民が安全で安心して暮らせる新潟県をつくり、県民満足度を高めることで、一人一人が生きがいを持って暮らせる新潟県をつくる「くらし夢おこし」の2つの政策目標を掲げて各種取組を進めています。

※1　小さな拠点：小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組。

※2　コンパクトシティ：都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策をいう。

※3　連携中枢都市圏：地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの。

4　まちづくりの主要課題

（1）人口減少と年齢構成バランスの改善

平成28年4月1日現在の住民基本台帳における本市の年少人口（0歳から14歳）は4,766人で、その割合は10.6%となっており、全国平均12.6%、県平均12.1%と比較して少子化が進んでいます。

また、生産年齢人口（15歳から64歳）は23,415人で、その割合は52.3%となっており、全国平均60.3%、県平均57.5%と比較して低い状況となっています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は、16,588人で高齢化率37.1%となっており、全国平均27.0%、県平均30.5%を大きく上回っています。

高齢者数の増加は、社会保障費の増大にも影響を与え、それを支える生産年齢世代への負担増につながるおそれがあることから、転出抑制や転入促進による生産年齢人口の確保を進めるとともに、出生数の増加による年少人口の増加を図り、人口の年齢構成バランスを改善することが必要です。

持続可能なまちづくりを進めるためには、人口減少対策と年齢構成バランスの改善をともに行うことが急務です。

（2）中山間地域や高齢化地区への対応

人口減少と少子化・高齢化に伴い、高齢化率が50%を超える地区や集落の割合は3割を超えています。中山間地域や市街地の高齢化率が高い地区においては、買い物、通院、金融機関の利用や除雪など、家族や地域の助けあいが無ければ、日常生活を維持することが難しくなってきており、さらに、自治活動や集落機能の維持も困難になってきています。

高齢者のみならず、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、生活を支える公共交通の確保とともに、地域を維持する活動に対して支援し、地域活力を維持する取組が必要です。

（3）健康づくりと地域医療・福祉体制の充実

市民一人一人の願いである健康寿命の延伸を図るためには、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに合わせた食生活や生活習慣の改善、運動などによる健康づくりの取組が必要です。

そして、市民が安心して暮らせる最低限の保障として、地域医療・福祉体制の維持・充実は不可欠であり、医師や医療従事者、介護従事者の確保は極めて重要な課題です。

一方、市民と関係機関等が本市の地域医療の現状を共有し、かかりつけ医の利用や適切な救急医療の受診など、医療体制の維持・充実を支える行動も大切です。

子どもからお年寄りまで全ての市民が安心して暮らせるためには、保健や医療、福祉が連携した地域医療・福祉体制と在宅での介護サービスの充実を図るとともに、家族や地域による支えあいや助けあいが大切です。

（4）協働による市民活動の推進と地域コミュニティの活性化

核家族化が進行する中において、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増えていることから、隣近所や世代を超えて、住民が互いに支えあう環境を整え、地域の安全・安心を維持・確保していくことが求められます。

地域の課題を解決し、住みよい地域を維持していくためには、住民が主体となった自治活動の活性化を図り、市民・地域・行政が役割を分担しながら、それぞれが共に考え、共に行動する協働の取組が重要です。

まちづくりの原点は人づくりであり、地域社会を支える地域リーダーなどの人材育成を進めるとともに、ふるさと糸魚川を愛する郷土愛の醸成やふるさと教育を更に進め、地域活動に積極的に参加する市民を増やす取組が必要です。

（5）生涯学習の充実

市民一人一人がその特性と能力を生かしながら地域社会に貢献し、心の充実感を得られるよう、様々な学習やスポーツ活動を通して、互いに連携しながら積極的に地域づくり活動に携わることが重要です。将来を担う人づくりの観点からも、生涯学習が果たす役割は大きく、ふるさとを愛する心の醸成とともに、多様化している個人の価値観やニーズに対応した柔軟な生涯学習機会の提供が必要です。

市民が心豊かに暮らすためには、優れた芸術文化に親しみ、生涯を通じての学習やスポーツを楽しむ機会の確保が求められます。

（6）子ども一貫教育の一層の充実

教育は、心身共に健全で豊かな人間性と創造性に富んだ人間の育成を目指しています。特に、心身の発達が著しい幼少期の教育においては、遊ぶ楽しさ、学ぶ意欲と基本的な生活習慣をしっかりと身に付け、個性豊かで将来に希望を持つ子どもを育てることが重要な課題です。

同時に、他者の人権を侵害するいじめの防止、不登校児童・生徒への適切な対応、自分の人生を切り開くために必要な学力の向上など、成長期の子どもの健全な成長を支える、魅力ある教育活動の推進が必要です。

また、子どもの育ちや学びは常に連続し、一体的なものであることから、子どもの発達段階に対応し、連続性を重視した「0歳から18歳までの子ども一貫教育」の更なる充実が求められます。

このため、幼稚園・保育園や学校、家庭、地域、企業、行政機関が連携して、それぞれの教育力を更に高め、地域全体が協働して郷土愛の醸成、地域貢献意欲の向上を図ることが大切です。

（7）市内産業の活性化と雇用の充実

市民が住み続けたいと思う賑わいのあるまちづくりを進めるためには、地域内消費を拡大し、地域経済に好循環を生み出すとともに、地域の元気や活気を維持する取組が必要です。

市内産業の振興と若者や女性の働く場を確保するため、支援制度など適切な情報提供と合わせて、地域産業の成長支援や本市の資源を生かした起業の促進、異業種ネットワークによる販路拡大、高付加価値化によるブランド力向上など、新たなチャレンジを後押しする体制整備も必要です。

また、農業・林業・水産業は市民生活を支える主要な産業であり、担い手の確保の観点からも、安定した所得確保など就労環境の整備による就業促進が必要です。

一方、本市の自然や文化、鉱物など他の地域にはない特色ある資源や、「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」を生かした交流人口の拡大など、地域や産業に新しい風を呼び込み、既存の観光事業の振興はもちろんのこと、新たな地域産業の創出も重要な課題です。

（8）公共施設と公共交通の確保

市民生活や地域産業を支える上では、道路網や港湾の整備は必要不可欠であり、これからは道路や橋りょう、ガス、上水道、下水道などの公共インフラ施設をより長く安全に利用できるような維持管理が重要です。

また、学校や公民館、体育館などの公共施設については、人口減少の状況にあっても安心して暮らせるまちづくりの拠点施設として、将来の人口規模や地域の実情に応じた複合化や有効活用などにより、戦略的視点に立った施設のあり方の検討や維持管理が求められています。

一方、人口減少及び少子化・高齢化が進展する中で、利用者の減少などから、市民生活を支える地域公共交通の確保が課題となっています。

鉄道や路線バス等を確保し、利便性と効率性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通全体のあり方を検討することが必要です。

（9）安全・安心な生活環境の確保

本市は、フォッサマグナに象徴される特異な地質状況にあり、活火山である新潟焼山や地すべり、急傾斜地など、自然災害が発生しやすい地形的条件を有し、災害発生による被害のリスクを常に抱えているため、災害の発生防止と被害を最小限に食い止める取組が必要です。

また、限りある資源を有効活用し、持続可能な生活環境を次世代に引き継ぐことが重要であり、環境への負荷を軽減する取組とともに、市民一人一人の地球環境を守る意識醸成が求められます。

このほか、情報化などの技術の進展に伴う犯罪の発生形態が多様化、複雑化する傾向にあり、関係機関が連携した犯罪等の防止対策や消費者保護への対応が課題となっています。

（10）行財政運営の健全化

平成28年度における本市の財政力指数※1は0.441と、1.0を大きく下回っており、財政基盤の弱さを示しています。人口の減少は経済の縮小につながり、税収の減少など、本市の財政にも大きく影響を与えています。

また、これまで整備した公共施設は老朽化等に伴う大規模な改修が必要となるなど、更なる財政負担が見込まれていることから、人口規模に見合った適正配置や長寿命化により、将来にわたって公共サービスを維持する対策が求められます。

今後も持続可能なまちづくりを進めていくためには、自主財源の確保、受益者負担、費用対効果の考え方を明確にして、これまで以上に効果的で効率的な行財政運営に努めるとともに、財政の現状と将来の見通しを公表し、市民の理解と協力を得ながら健全な行財政基盤を確立する必要があります。

※1　財政力指数：財政運営の自主性の大きさを示す指数で、1に近いほどあるいは1を超えるほど財政力が強いことを示す。

5　施策の大綱

第2次糸魚川市総合計画の推進にあたっては、目標とする都市像「翠（みどり）の交流都市　さわやかすこやか　輝きのまち」を目指し、市民や地域、事業者等と行政が共に考え、共に行動する協働を基本として取り組む必要があります。

その上で、健全な行財政運営を基盤として、30年先も持続可能なまちづくりに向けて、「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」を重点課題として捉え、市民誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、施策の大綱では、6つの分野ごとに取り組むべき施策の方向性を示しています。

「翠（みどり）の交流都市　さわやか　すこやか　輝きのまち」

【基本指針】
30年先も持続可能なまちづくり

重点課題
- 人口減少対策
- 人口減少社会に対応したまちづくり

第1章　子育て支援充実のまち いといがわ
郷土愛にあふれ夢をかなえるひとづくり
子育て支援・教育分野

第2章　安らぎ支えあいのまち いといがわ
健康で元気なひとづくり
健康福祉分野

第3章　資源循環で潤うまち いといがわ
にぎわいと活力のあるまちづくり
産業分野

第4章　生活基盤が整ったまち いといがわ
みんなが住みよいまちづくり
土地利用・公共インフラ分野

第5章　環境保護と防災対策の充実したまち いといがわ
人と自然にやさしいまちづくり
環境・防災・防犯分野

第6章　市民活動が活発なまち いといがわ
地域が輝くまちづくり
地域づくり・市民活動・移住定住分野

協働のとりくみ

事業者等　市民　地域　行政

総合計画推進に向けた行財政運営

（1）第1章　子育て支援･教育分野

子育て支援充実のまち いといがわ

郷土愛にあふれ　夢をかなえるひとづくり

結婚・出産の希望をかなえ、出生数の増加につなげるため、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

幼稚園・保育園や学校、家庭、地域、企業、行政機関が連携して、0歳から18歳までの一貫した子育て支援と教育の取組を進めるとともに、市民一人一人が共に学び、共に成長し合い、ふるさと糸魚川を想い、高い志を掲げ世界で活躍する人づくりを進めます。

▶第1節　0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進

明日を担う子どもたちの健やかな育成を目指し、子育てと仕事が両立できる環境づくりを進めるとともに、世代を超えた様々な人たちが寄り添い、共に手を携えて子育てができるよう、地域全体で子育て家庭を支える取組を進めます。

乳幼児期には、人づくりの土台となる愛着形成と基本的な生活習慣の定着の重要性について、適時適切な啓発を図ります。学齢期には、心・健康・学力のバランスがとれ、未来への夢を持った子どもの育成を目指して、家庭や地域と連携した教育の充実を図ります。

さらに、高等学校では、地域に貢献する人材を育成するため、中学校と連携した職業体験や適切な職業選択につながるキャリア教育※1の充実を図り、高等学校の魅力化の向上を推進します。

幼稚園・保育園、学校、家庭、地域、企業、行政機関は、0歳から18歳まで適時適切な教育と切れ目のない支援を行い、心・健康・学力のバランスがとれ、夢を持った子どもの育成に取り組みます。

▶第2節　結婚を希望する男女への婚活支援

未婚率の低減や晩婚化の抑制を図るため、結婚に向けた意識啓発や、出会いの場の創出など、結婚を後押しする取組を進めます。

▶第3節　生涯学習の充実

市民一人一人がふるさとを愛し、能力を十分に発揮できる生涯学習社会の構築を目指して、公民館体制とそのネットワークを最大限に活用し、幼稚園・保育園、学校、家庭、地域、図書館、体育団体等の社会教育団体の連携・協力を進めます。特に、ふるさと学習の推進により、郷土愛の醸成に努めるとともに、家庭教育力の充実・強化を図ります。

また、各種大会の開催・誘致などにより、生涯スポーツの推進や競技スポーツの振興を図り、健康づくりや生きがいづくりを促進するとともに、年齢に応じた指導体制や施設の機能充実を図ります。

▶第4節　文化の振興

芸術文化の振興を図るため、文化施設の有効活用を進め、市民の文化活動を支援するとともに、優れた芸術文化の鑑賞の機会を広げる取組を進めます。

また、郷土愛の醸成や交流人口の拡大に向けて、本市の特徴的な自然・歴史資源の探究を進めるとともに、地域の文化遺産、伝統文化の適切な保護と活用を図ります。

※1　キャリア教育：一人一人の子どもたちに、世の中で自立し、自分の役割を果たしながら、しっかりと生きていくために欠くことのできない力を育むこと。また、自分らしい生き方を実現するための力を育むこと。

（2）第2章　健康福祉分野

安らぎ支えあいのまち いといがわ

健康で元気なひとづくり

健康寿命の延伸を目指し、健康で生き生きとした生涯を過ごすため、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、より効果的に実践できるよう、家庭や職場など地域社会全体でこの取組を支える仕組みづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉の関係団体が連携し、地域の見守りサービスの充実など地域での支えあい、助けあう体制づくりを進めます。

▶第１節　健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた適正な食生活や運動習慣の定着など健康増進に努め、自立を目指した取組を進めます。

また、生活習慣病等を早期に発見し、重症化予防に取り組むとともに、こころの病の防止に努め、積極的にこころと体の健康づくりを進めます。

▶第２節　安心できる医療体制の充実

誰もが安心して医療が受けられるよう、国や県、医師会、基幹病院と連携して、地域医療及び救急医療体制を堅持するとともに、地域医療を担う医師及び医療技術者の確保に努めます。

▶第３節　地域で支えあう福祉の推進

子どもからお年寄りまで全ての市民が安心して住み慣れた地域で生活が継続できるよう、家族や地域による支えあいのほか、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が継続して一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

障害者と地域の人が共に協力しながら暮らせるよう、相談体制や日常生活支援の充実を図ります。

▶第４節　高齢者への支援

関係機関との連携を図り、高齢者一人一人の状態に応じた健康づくりや介護予防に取り組みます。

高齢者が気軽に交流できる場を身近に設け、閉じこもりを予防し、社会参加を促すとともに、高齢者自身が社会の支え手となり、生きがいにもつながるような取組を進めます。

また、高齢者が支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、関係機関との連携を深め、介護サービスの更なる充実と質の向上を目指します。

（3）第3章　産業分野

資源循環で潤うまち いといがわ

にぎわいと活力のあるまちづくり

「しごと」が「ひと」を集め、「まち」に活気を生みだすことから、地域内での資源循環と外貨を稼ぐ取組を進めるとともに、若者や女性の就業環境を整え、雇用の創出や担い手の確保を図る取組を進めます。

産業振興では、地域資源を活用した新たな産業創出や、商工業及び農林水産業の振興と6次産業化※1を図るとともに、観光資源を活用した交流人口の拡大を図ります。

▶第1節　若者が求める就業環境づくり

若者や女性の地元就職とUIターン就職を促進するため、地元企業への理解と関心を高める取組を進めるほか、企業の魅力や情報を積極的に発信します。

また、地元企業への就職を促進するため、企業が求める人材の育成や確保を推進するとともに、勤労者福祉の向上や労働環境の改善など、ワーク・ライフ・バランス※2の確立に向けた取組を進めます。

▶第2節　活力ある産業の振興

地域ブランドの確立や糸魚川らしさの創出により、6次産業化※1の推進、新分野への展開支援をはじめ、地域資源を活用した起業・創業の支援など、稼げる産業の育成を図ります。

工業では、中小企業等に対する融資をはじめとする支援制度を充実させるとともに、関係機関との連携強化を進め、市内企業の活性化や競争力の強化に向けた取組を進めるほか、企業の本社機能等の移転や企業誘致を進めます。

商業では、商工団体等と連携し、経営の安定化や事業承継に向けた取組を進めるとともに、個店の魅力アップや商店街等の賑わいづくりを促進します。

農林水産業では、新規就業者や多様な担い手の確保・育成により、持続可能な産業構造への転換を図るとともに、生産基盤の整備、農地・山林の集約化による効率的な経営と農林水産物の高付加価値化、販路の拡大等を促進し、収益性の高い経営体の育成を図ります。

また、食育の推進、地元産品の直売や販路拡大、地産地消の推進、農山漁村と都市との交流・連携により、農山漁村の活力の向上を図ります。

▶第3節　交流人口の拡大と観光振興

豊富な観光資源を有する本市において、点在する観光資源を効果的に結びつけるとともに、新幹線での観光客に対応した二次交通※3の充実を図ります。

また、企業や地域、観光協会、観光関連事業者との連携による体験型観光など、新たな観光商品の開発により、交流人口の拡大につなげ、観光振興を図ります。

受入れ側の意識改革や観光客のニーズにあったサービスの提供を支援し、積極的な魅力の情報発信により通年型観光を目指すとともに、外国人観光客の誘致拡大、受入態勢の整備を進めます。

「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」の知名度を生かしながら、広域による観光連携を推進し、魅力あふれる観光スポットをエリア全体で紹介するなど、本市を訪れる人を増やします。

※1　6次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
※2　ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和の意味で、働きながら私生活も充実させられるように、職場や社会環境を整えること。
※3　二次交通：鉄道駅から路線バスなどを使って観光地へ赴くといった、複数の交通機関等を使用する場合の2種類目の交通機関。

（4）第4章　土地利用･公共インフラ分野

生活基盤が整ったまち いといがわ

みんなが住みよいまちづくり

市民誰もが住みよいまちを実現するためには、社会経済情勢等の変化を踏まえた都市計画に基づくまちづくりが必要であり、住宅や公園、ガス、上水道、下水道などの生活基盤の整備を進めます。

また、地域づくりやまちづくりの拠点である学校や公民館、体育館などの公共施設については、利便性や必要な機能の維持を図るため、公共交通や道路網などの交通インフラの整備と連動した、戦略的視点に立った適正配置や施設整備が重要です。

このほか、潤いのある市民生活や活気のある産業活動を支えるため、利便性を確保しながら、地域の実情やニーズに合った交通基盤の整備を進めます。

▶第１節　暮らしやすい生活圏の形成

市街地拡大の抑制や機能的な土地利用の視点に立った計画づくりと都市的な機能が調和した土地利用を推進し、暮らしやすい生活圏の形成を図ります。その中で、地域づくりやまちづくりの拠点となる学校や公民館、体育館などの公共施設は、将来の人口規模や地域の実情に応じた適正配置や複合化などにより、生活に必要な機能や施設を維持します。

豊かな森林や多面的機能を有する農地においては、自然や生活と産業活動との調和のとれた土地利用を図ります。

▶第２節　地域公共交通の確保

地域の実情を踏まえた公共交通の再編・改善により、利便性と効率性の高い鉄道・バス等の公共交通網を確保するほか、長岡・新潟方面への利便性の向上に努めます。

また、北陸新幹線糸魚川駅を玄関口とした観光誘客など、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン及びJR大糸線の利用促進を図ります。

▶第３節　交通ネットワークの整備

本市は、三大都市圏から等距離地点にあり、姫川港から海外や日本海沿岸都市との経済圏を十字型に結ぶ交通の要衝に位置しています。

このような広域的な地理的優位性を生かし、「ひと」・「もの」の広域交流の拡大を図るために、国道や地域高規格道路※1、港湾を結びつけた広域交通網の整備を進めます。

また、市街地と各集落、観光地を効率的に結ぶ道路整備を進めるとともに、長寿命化計画により適切な維持管理に努め、誰もが快適で安全に利用できる災害に強い交通ネットワークを構築します。

▶第４節　快適な住環境の整備

良好な宅地形成や予防保全的な公営住宅の改修、身近な公園施設などの適切な維持管理により、快適な住環境の整備を進めます。

ガス、上水道、下水道については、効率的な管理や計画的な更新などにより、安定して持続的な健全経営と快適な生活基盤づくりを進めます。

※1　地域高規格道路：連携、交流、連結のいずれかの機能を有し、地域の実情に応じた走行サービスを提供することが可能となるよう、自動車専用道路又はこれと同等の規格を有する道路。

（5）第5章　環境･防災･防犯分野

環境保護と防災対策の充実したまち いといがわ

人と自然にやさしいまちづくり

自然環境、生活環境の大切さを認識し、将来においても豊かな自然の恵みを享受する社会の構築に向け、ごみの減量やリサイクルの推進と合わせ、新エネルギーの利用を促進し、環境への負荷を軽減した自然と環境にやさしい資源循環型社会の形成を進めます。

また、豊かな自然と隣合わせの自然災害に備え、消防、防災などの危機管理体制の充実を図るとともに、防犯、交通安全、消費者保護など安全・安心のまちづくりを進めます。

▶第１節　環境の保全と資源循環型社会の形成

生物の良好な生息・生育環境の維持や地球温暖化防止のため、自然環境と生活環境の保全に取り組みます。

また、環境への負荷が少ない資源循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化や適正処理に取り組みます。

▶第２節　安全・安心な市民生活の保護

様々な災害や事故、危機的事象などから、市民の生命・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、治山、治水や海岸保全などのハード対策の取組とともに、地域や関係機関の連携及び迅速で的確な消防・防災活動、国民保護措置の充実を図ります。

さらに、被害防止と円滑な避難行動を促すため、土砂災害警戒区域※1などの情報の適切な周知を図ります。

また、犯罪の防止、交通事故防止及び消費者保護に向け、市民と行政が一体となった取組を進めます。

※1　土砂災害警戒区域：土砂災害防止法に基づき指定される区域で、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

（6）第6章　地域づくり･市民活動･移住定住分野

市民活動が活発なまち いといがわ

地域が輝くまちづくり

住みよい地域を維持していくため、住民が主体となり、市民・地域・行政の役割分担を明確にしながら課題を解決する協働の取組と、互いに支えあう自主自立の取組を促進し、活発な地域づくりを進めます。

また、中山間地域や市街地の高齢化率が高い地区においては、自治活動、集落機能や日常生活の維持が困難になってきていることから、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援を促進します。

さらに、地域を支えるリーダーなどの人材育成と地域活動に積極的に参加する市民を増やす取組を進めるとともに、移住定住による地域を支える人材、地域で共に暮らしていく人材の確保に取り組みます。

▶第１節　自主自立の市民活動の推進

郷土愛を育む住みよい地域を維持していくため、住民が自ら考え行動する意欲と行動力を支援して地域力の向上を図ります。特に、中山間地域や市街地の高齢化率が高い地区においては、安心した日常生活を維持していくための環境整備や地域活動に対する支援を行います。

また、地域づくり活動の原動力となる地域リーダーや地域で活動する人材の育成を進め、住民参加型の地域づくり活動を推進します。

人権を尊重する社会を実現するため、人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図るとともに、男女があらゆる分野において、分け隔てなく社会に参画し、共生できる男女共同参画社会の実現に努めます。

また、共に支えあい、協力する地域活動の促進に向けて、ボランティアやNPO※1などの育成を支援します。

▶第２節　地域に根付く人材の確保

ふるさとに愛着を抱く教育や、転出した人が帰郷したくなる施策を推進するとともに、幅広い年齢層の移住を促進する中で、特に本市で減少傾向が著しい20歳から40歳までの子育て世代を呼び込み、バランスのとれた人口構成を目指します。

豊かな自然や文化など糸魚川の魅力の発信や、市内における受入態勢の整備により、移住やUターンを促進し、地域や産業の担い手を確保します。

▶第３節　ジオパーク活動の推進

ジオパークの3つの理念である保護・保全、教育・防災、地域振興を推進することで、市民一人一人が地域の宝を発見し、学び、理解し、磨くとともに、地域に愛着と誇りを持ち、地域の発展につながるよう、関係団体や地域住民などとの連携により、官民一体となった取組を進めます。

※1　NPO：市民が主体となって社会貢献活動を行う民間の非営利団体。

6　総合計画推進に向けた行財政運営

第2次総合計画で掲げる新たなまちづくりと厳しい財政状況や変化が激しい社会経済環境に的確に対応するためには、一層簡素で効率的な行政の体制整備と財政基盤の強化が必要となります。

持続可能なまちづくりに向けた各種施策を推進するため、健全な行財政運営に努めるとともに、市民との情報共有、まちづくりへの理解や参画につながる効果的・効率的な事業実施に向けて、積極的に行政改革を推進します。

（1）健全な行財政運営

生産年齢人口の減少による税収の減少や、高齢者の増加による医療費や介護給付費などの社会保障費の増大は避けられないことから、計画的な財政運営を進める必要があります。中長期的な展望に立った「長期財政見通し」を踏まえ、確実な財源確保に取り組むとともに、予算の重点的かつ効率的な配分に努め、重要度や緊急度、費用対効果を意識した健全な行財政運営に努めます。

また、将来的に安定した財政運営を実現するため、税収の安定的な確保と優良な起債、国・県補助制度の有効活用に努めるとともに、適正な受益者負担などについても市民の理解を求め、使用料等の見直しを進めます。

このほか、適切で分かりやすい財政状況の公表を通じて、市民と行政が本市の財政状況について共通認識を深めるとともに、公共施設等総合管理指針に基づいて、将来を見据えた公共施設等の適正配置と維持管理経費の縮減に取り組みます。

（2）積極的な行政改革

多様化する地域課題や行政課題に対して積極的に取り組む職員を育成するため、法令を遵守し、資質の向上や意識改革に取り組むとともに、職員の適正な定員管理に努めます。

持続可能なまちづくりを進める上で、効率的な行財政運営の確保と行政の質の向上は必須であり、コスト・スピード・成果を重視した行政経営を進めながら、PDCAサイクル※1により、目的、手段、効果などを検証し、行政改革を不断の取組として推進します。

また、行政サービスの向上に向けて、指定管理者制度※2や民間委託、民営化などへの移行を積極的に進めます。

近年、多様化、大規模化する災害、事故等から市民の生命及び財産を守るとともに、人口減少・少子高齢化社会においても活力ある社会経済を維持するため、国や県が進める行政の広域化の動向を踏まえ、近隣市町村との連携強化に努めます。

（3）行政の透明化と市民参画

情報通信技術の活用により、行政事務の効率化、高度化、透明化を図り、行政が所有する情報の民間活用を促す一方で、個人情報保護など情報の適正な管理に努めます。

多様化する市民ニーズに対応するため、様々な媒体や手段による意見、提案募集に努めるとともに、適切かつ迅速な情報提供や行政情報の公開により、市民の積極的なまちづくりへの参画を促進します。

市民の活力をまちづくりに生かすため、計画づくりなど政策形成過程への市民参加を進め、市政の様々な場面における市民参加の機会の拡充に努めます。

※1　PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

※2　指定管理者制度：公の施設の管理について、議会の議決を経て民間事業者などの「法人その他団体等」に行わせる制度。